

**南海トラフ巨大地震対策啓発業務に係る
公募型プロポーザル募集要項**

1 業務概要

(1) 目的

南海トラフ巨大地震による被害の最小化を図るためには、県民一人ひとりの防災意識向上、事前の備え、発災時の迅速な避難行動等が重要であることから、新たな地震・津波被害想定の結果を周知するとともに、県民一人ひとりが適切な防災対策を講じることができるような動画を作成・配信し、啓発を行う。

(2) 業務の名称

南海トラフ巨大地震対策啓発業務

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

2 委託費の上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 雇用保険の適用事業所であり、労働保険料を滞納していないこと。
- (3) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分を受けていないこと、又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (7) 労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (8) 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者

4 スケジュール

公募開始	令和7年11月14日（金）
質問書の受付締切	令和7年11月19日（水）午後5時
参加申込書の提出締切	令和7年11月26日（水）午後5時

企画提案書の提出締切	令和7年12月8日（月）午後5時
選定委員会開催、審査結果通知	令和7年12月中旬頃
契約締結、業務開始	令和7年12月中旬から下旬まで

5 質問の受付

公募に関する質問は、所定の様式（様式第6号）を使用し、電子メールによるものとする。

（1）受付期限

令和7年11月19日（水）午後5時まで

（2）受付場所

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県危機管理部防災対策推進課 事前復興担当

電話：088-621-2710

電子メール：bousaitaisakusuishinka@pref.tokushima.lg.jp

（3）質問の内容

原則として、当該事業に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。

（4）回答

質問者及び回答日において参加申込書を提出している者全てに対し、電子メールにより回答する。また、徳島県ホームページ上に当該回答内容を公表する。

6 参加申込み等の手続き

公募に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出書類及び必要部数

ア 参加申込書（様式第1号） 1部

イ 誓約書（様式第2号） 1部

ウ 提案者概要書（様式第3号） 1部

※登記簿謄本の写しを添付すること。

エ 業務実績報告書（様式第4号） 1部

※当該業務を行った実績を証明する書類（契約書等）の写し及び業務内容の詳細のわかる書類（仕様書等）の写しを添付すること。

オ 企画提案書（様式第5号） 正本1部 副本5部

カ 見積書（任意様式） 正本1部 副本5部

※端数切捨て以外の値下げ表示は行わないこと。

（2）提出期限

（1）のア、イ、ウ、エ 令和7年11月26日（水）午後5時まで（必着）

（1）のオ、カ 令和7年12月8日（月）午後5時まで（必着）

（3）提出方法

提出先への持参又は郵送（簡易書留郵便）すること。

（4）提出先及び問い合わせ先

5の（2）に同じ

7 企画提案書作成要領

企画提案書（様式第5号）には、次の事項を記載すること。また、内容を補足する資料について任意の様式を添付して構わない。添付資料の用紙は原則A4判とし、添付する項目にその旨を記載すること。

- ・ 基本的事項に関する提案
- ・ 必須提案業務
- ・ 独自提案業務

8 選定方法等

- （1）県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- （2）選定委員会は、企画提案の内容について審査し、順位を決定するものとする。
- （3）選定に当たっては、提案者による企画提案のプレゼンテーションを実施した上で、審査基準により総合的に採点評価し、1位の者を契約の相手方の候補とする。なお、参加者が1者であった場合は、企画提案書の適否を判断する。また、プレゼンテーションはオンラインで実施することとし、実施日は追って連絡する。
- （4）審査基準

審査項目	審査視点
1 事業内容の理解度 (10点)	・ 事業の目的、趣旨を踏まえ、仕様書に沿った企画提案となっているか。
2 事業効果の期待度 (60点)	・ メッセージ性が強く、県民の防災意識向上につながる企画提案となっているか。 ・ 県民が、事前の備えや発災時の迅速な避難行動など、行動に移すことが期待出来る企画提案となっているか。 ・ 独自提案業務において、事業効果を高める工夫や提案がされているか。
3 事業遂行能力・確実性 (20点)	・ 類似事業の運営実績、今回の企画提案内容等、事業を計画的に遂行する能力を有しているか。 ・ 実施体制、スケジュール、見積内容等、事業の確実な実施・運営が見込まれるか。
4 経費の妥当性(10点)	・ 事業内容に照らして過大又は不適當な経費が計上されておらず、高い費用対効果が見込まれるか。
総合計(100点)	

- （5）審査結果

プレゼンテーションを実施した全ての参加者に対し書面で通知する。

9 契約の相手方の決定方法

委託業務の実施に際しては、審査後に、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。協議が整わない場合は、審査結果による次点の者と交渉を行うこととする。

10 応募に際しての留意事項

次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合していない場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 見積金額が委託費の上限額を超えた場合
- (5) 本要項及び仕様に適合していない場合
- (6) 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- (7) その他不正な行為があったと県が認めた場合

11 その他

- (1) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (4) 委託業務の遂行に当たり、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。
- (6) 提出された書類は、審査・契約に必要な範囲において複製することがある。